



JAF公認 地方競技
公認番号 2023-5005



Kicking off Rally challenge in 沖縄 2023

【開催日】
2023年3月5日(日)



特別規則書(草案)

【オーガナイザー】

主催：福岡モータースポーツクラブ (FMSC)

共催：OKINAWA MOTOR SPORTS CLUB MABUI (OMM)



公示

本競技会は、国際自動車連盟(FIA)の国際スポーツ競技規則、並びにその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその細則、ラリー競技開催規定及び、本大会特別規則に従って開催される。

第1章 大会告知

第1条 プログラム

項 目	日 時	場 所
参 加 申 込 の 開 始 日	2023年1月20日(金)	大会事務局(第7条オーガナイザー事務局)
参 加 申 込 の 締 切 日	2023年2月18日(土)	大会事務局(第7条オーガナイザー事務局)

2023年3月5日(日)		
サービスパークオープン	6:00~17:00	モータースポーツマルチフィールド沖縄
ラリーHQの開設時間	6:00~17:00	モータースポーツマルチフィールド沖縄
公式掲示板設置時間	6:00~17:00	モータースポーツマルチフィールド沖縄
ロードブック発行	6:30~	モータースポーツマルチフィールド沖縄
レッキ受付	6:30~6:50	モータースポーツマルチフィールド沖縄
レッキ	7:00~8:30	
公式参加確認受付	8:20~8:50	モータースポーツマルチフィールド沖縄
公式車両検査	8:30~9:00	モータースポーツマルチフィールド沖縄
第1回審査委員会	9:10	モータースポーツマルチフィールド沖縄
スタートリスト公示	9:20	公式掲示板
開会式・ブリーフィング	9:30	モータースポーツマルチフィールド沖縄
レグ1スタート	10:00(1号車)	モータースポーツマルチフィールド沖縄
ラリーフィニッシュ(先頭車)	15:10(予定)	モータースポーツマルチフィールド沖縄
暫定結果の発表	15:40(予定)	公式掲示板
表彰式	終了後(予定)	モータースポーツマルチフィールド沖縄

第2条 競技会の名称

Kicking off Rally challenge in 沖縄 2023

第3条 競技の格式

地方格式 公認番号:2023-5005

第4条 競技種目

スペシャルステージラリー

第5条 開催日程及び競技開催場所

3月5日(日)	
場 所	モータースポーツマルチフィールド沖縄 〒904-2145 沖縄県沖縄市倉敷152-8 TEL 098-923-0187 FAX 098-923-0447
競 技 会 H Q	モータースポーツマルチフィールド沖縄 パドック内
レッキ集合場所	モータースポーツマルチフィールド沖縄 パドック
サービスパーク	モータースポーツマルチフィールド沖縄 パドック
サービスパーク及び ラリースタート	上に同じ(サービスパーク及びHQレイアウトについては細則に示す)
ゴ ー ル	
表彰式会場	

第6条 コース・距離・路面

	チャレンジ・クローズドクラス
コースの総距離(路 面)	約60Km (舗装)
スペシャルステージの総距離	約5km
スペシャルステージの数	6
スペシャルステージの路面	舗装
セクションの数	2
レグの数	1

第7条 オーガナイザー

主 催	JAF加盟クラブ 福岡モータースポーツクラブ(FMSC)		
代 表 者	星野 元		
所 在 地	〒818-0004 福岡県筑紫野市吉木1611-1 J&Sモータースポーツ内		
T E L	092-980-7412	F A X	092-980-7180
E:mail	fmisc@outlook.jp		

共 催	JAF加盟クラブ OKINAWA MOTOR SPORTS CLUB MABUI (OMM)		
代 表 者	當間秀文		
所 在 地	〒904-2203 沖縄県うるま市川崎249番地1		
T E L	090-8838-7285	F A X	098-988-5150
E:mail	hide4359@yahoo.co.jp		

第8条 組織

8-1 大会役員

大会会長	野原朝昌	(沖縄トヨタ自動車(株)代表取締役社長)
組織委員長	星野 元	(FMSC)
組織委員	玉城 佑	(沖縄市企画部プロジェクト推進室)
	根間政幸	(株OTM) 仲地るみこ (株OTM)
	當間秀文	(OMM) 寺田泰浩 (OMM)
	神里義嗣	(OEMSC) 名嘉晋一郎 (T-EMO)

8-2 競技会役員

(1) 競技会審査委員会

競技会審査委員長	村瀬晴信 (JMRC 九州派遣)
競技会審査委員	璃沙ベアー(OMM)

(2) 競技役員

競技長	星野 元 (FMSC)	副競技長	神里義嗣 (OEMS)
副競技長	當間秀文 (OMM)	副コース委員長	友利誠也 (OMM)
コース委員長	今村淳一 (FMSC)	副計時委員長	長濱真也 (OMM)
計時委員長	橋山信吾 (T-PROCREWS)	副技術委員長	平良篤史 (OMM)
技術委員長	寺田泰浩 (OMM)		
救急委員長	名嘉晋一郎 (T-EMO)		
事務局長	秋竹 純 (FMSC)	副事務局長	玻名城守人 (OMM)

第9条 参加申し込み受付期間

2023年1月20日(金) ~ 2023年2月18日(土) 必着

第10条 参加申込方法及び参加料等

10-1 申込先

① チャレンジクラス・クローズドクラス (JMRC 九州会員)

OKINAWA MOTOR SPORTS CLUB MABUI (OMM)事務局
 〒904-2203 沖縄県うるま市川崎249番地1 TEL:090-8838-7285 FAX: 098-988-5150
 E-mail: hide4359@yahoo.co.jp

② チャレンジクラス (JMRC 九州会員以外)

TGRRC 事務局 (株式会社プロクルーズ内)
 〒355-0225 埼玉県比企郡嵐山町鎌形1607-7 TEL:0493-61-1185 FAX:0493-61-1186

URL: <https://toyotagazooracing.com/jp/rallychallenge/>申込webサイト: <https://rallychallenge.jp/index.html>

10-2 参加料

クラス区分	参加料(レッキ代含)	サービス車両登録
①チャレンジクラス1, 2	24,000 円 (JMRC 九州会員以外)	無料 (但し、競技車両 1 台に対し 1 台のスペースしかありません)
②クローズドクラス1, 2	20,000 円 (JMRC 九州会員)	

※JMRC九州共済ラリー特約(加入希望者): 1台 5,000円(JMRC九州会員のみ)

10-3 参加申込みに必要な書類

①JMRC九州会員

- ・ JMRC九州統一ラリー競技参加申込書(JMRC九州ホームページでダウンロード可)
- ・ レッキ誓約書
- ・ 車検証コピー
- ・ サービス登録用紙
- ・ ラリー競技に有効な対人賠償保険、傷害保険の証券または領収証の写し(補償内容がわかるもの)
JMRC九州共済ラリー特約への加入希望者は申込書(JMRC九州加盟クラブ所属員に限る)
- ・ 入金明細書
- ・ 参加料は現金書留とする(振込を希望する場合は事務局に問合せること)
- ・ 「競技参加誓約書」については、公式参加確認時にHQへ持参すること

②JMRC九州会員以外

TGRRC 事務局(10-1②)に直接確認すること

※ 参加車両名は必ず車両名(型式ではなく通称名ヤリス・86等)を入れること。

10-4 参加受理

- ① 正式参加受理後の参加料及び参加申込書類はオーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き返還は行わない。
- ② オーガナイザーは国内競技規則「4-19」に従って、エントリーを拒否する権利を有する。この場合、参加料は事務手続き費用として1件につき2,000円を差し引き返還する。
- ③ 参加受理の諾否はJMRC九州のホームページ上にて当該週にエントリーリストを発行することで受理書に換える。

第11条 保険

2023年ラリー競技開催規定第6条に基づき、ラリー競技に有効な対人賠償保険ならびに搭乗者保険(1,000万円以上)、またはJMRC共済ラリー特約(ドライバー、コ・ドライバー共にJMRC共催への加入が義務)に加入していること。

第12条 参加台数

本競技会の総参加台数は合計30台までとする。

第13条 レッキの実施方法

	項目	チャレンジクラス・クローズドクラス
1)	レッキ参加確認日時	2023年3月5日(日) 6:30~6:50
2)	レッキ参加確認場所	モータースポーツマルチフィールド沖縄 HQ
3)	スケジュール	レッキフリーフィング 6:50~7:00 レッキ 7:00~8:30 クルーは、各スペシャルステージを1回走行できる。同じ区間を重複使用するスペシャルステージは1回の走行とする。
4)	ルール	実施詳細はレッキ指示書に示す。
5)	遵守事項	レッキの間、競技者は運転マナーを遵守し、いかなる場合にも他の道路使用者の安全と権利を尊重しなければならない。

第14条 計時

14-1 計時はすべてオーガナイザーの所持する時計により行う。ラリー全体を通して使用する公式標準時刻はNTT(電話117)の時報による日本標準時刻とする。

14-2 チャレンジクラス・クローズドクラスとも TC6A を早着ペナルティの対象としない。

第15条 スペシャルステージの計測およびスタート

15-1 自動計測器を使用し、1/10秒まで計測する。

15-2 スタートは原則スタートリスト順、または直前のTC通過順に1分間隔とする。

15-3 スタートの方法および合図は、ラリー競技開催規定細則:スペシャルステージラリー開催規定第25条.6に従って行い、細則3に示すカウントダウンシステム(フライングチェック機能も含む)を使用する。

第16条 賞典

チャレンジ 1クラス	1~3位 JAFメダル、楯、副賞	4位~6位 楯、副賞
チャレンジ 2クラス	1~3位 JAFメダル、楯、副賞	4位~6位 楯、副賞
クローズドクラス 1クラス	1~3位 JAFメダル、楯、副賞	4位~6位 楯、副賞
クローズドクラス 2クラス	1~3位 JAFメダル、楯、副賞	4位~6位 楯、副賞

※ 参加台数が少ない場合は賞典を制限する。

第17条 クラス区分および参加車両

クラス区分		参加車両	
チャレンジクラス	1クラス	RF 車両	AT 車両又は~1,500ccの車両(駆動区分なし)
	2クラス		1,500cc~の車両(駆動区分なし)
クローズドクラス	1クラス	B車両	AT 車両又は~1,500ccの車両(駆動区分なし)
	2クラス		1,500cc~の車両(駆動区分なし)

※ 参加台数が少ない時はクラスを統合する場合がある

第18条 参加資格

クラス	参加資格(ライセンスの有無による)
チャレンジクラス (RF車両)	クルーどちらも競技ライセンスを所持している
クローズドクラス (B車両)	① クルーどちらも競技ライセンスを所持している ② クルーどちらも競技ライセンスなし ③ クルーのうち、どちらかが競技ライセンスなし

第19条 参加者に対する指示及び公示(公式通知)

- 19-1 競技会審査委員会は国内競技規則4-9および10-10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることが出来る。
- 19-2 本規則書に記載されていない競技運営に関する細則、並びに指示事項は、公式通知により指示される。

第20条 公式参加受付(および出走確認)

下記の書類を参加受付時に提示すること。

- 20-1 ・ クルー(ドライバー及びコ・ドライバー)の自動車運転免許証
 ・ クルーが競技ライセンスを所持している場合は、競技運転者許可証
 ・ JMRC九州会員は共済会メンバーズカード
- 20-2 競技参加誓約書(クルーおよびサービス登録員の署名があるもの)
- 20-3 自動車損害賠償責任保険証
- 20-4 ラリー競技に有効な傷害保険の証券もしくは領収証の写し(補償内容がわかるもの)

第21条 クルー及び参加車両の変更

- 21-1 正式参加受理後のクルー及び参加車両の変更は認められない。但し、コ・ドライバー及び参加車両の変更は公式参加受付終了前までに理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- 21-2 参加クラスの変更を伴う参加車両変更は認められない。

第22条 車両に関する規定

すべての参加車両はRF車両(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合し、2023年JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従った自動車登録番号標(車両番号標)を有する車両)とする。(RRN・RJ・RPN・AE車両も含まれる)

但し、クローズドクラスにおいてはB車両での参加も認める。

第23条 安全装備

下記に定める安全装備を強く推奨する。

【 2023年JMRC九州ラリーチャンピオンシリーズ競技会開催要綱3. その他に定める安全装備 】

- 23-1 安全ベルト(4点式フルハーネスベルト)は必ず装着し、JAF国内競技車両規則第5編細則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則1. 2」に従ったヘルメットおよびグローブ、レーシングスーツと同等の物を着用すること。クローズドクラスについてもレーシングスーツの着用が望ましいが、準備できない場合は長袖長ズボンを必ず着用すること。
- 23-2 非常用停止表示板(三角)2枚(必須)、非常用信号灯、牽引用ロープ、救急薬品を搭載しているこ

と。また、車両規定に定められている仕様の消火器を搭載していることが望ましい(未装着でも可)。非常用停止表示板(三角)2枚は容易に(着座した状態で工具を使用する事無く)取り外せる場所に設置すること。

23-3 OK,SOSシートを各クルーは必ず所持すること(サイズはA3判に限る)。

(JMRC九州ホームページよりダウンロード可能)

第24条 参加車両検査

24-1 すべての参加車両はオーガナイザーが指定した場所、および時間において車両検査を受けなければならない。

24-2 規定の時間内で車両検査に合格しない場合、スタートは認められない。

24-3 ゴール後の暫定結果に従い、上位入賞車両に対して再度、車両検査を行う。

24-4 競技中であっても、技術委員長が必要と認めた場合は車両検査を行う。

24-5 技術委員が要求する車両各部の分解および検査終了後、再組立はすべてクルーの用意する人員工具、部品によって行うもの。

24-6 必要に応じて車両保管を行う場合がある。その場合、車両保管所へのクルーおよび関係者の立ち入りは許可されない。

第25条 参加者(クルー)の遵守事項

25-1 クルーは競技運営上あらゆる規定指示に従い、常に明朗公正な言動を心掛け、大会関係者ならびに審査委員の名誉を傷つけるような行動をしてはならない。

25-2 競技会当日の参加受付はクルー自身が行うこと。

25-3 競技中いかなる時も、道路交通法の遵守を最優先とすること。また、レッキにおいても道路交通法を遵守し、急発進、旋回停止、蛇行など挙動乱走しないこと。

25-4 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲ること。

25-5 登録したクルー以外は乗車してはならない。

25-6 何らかの理由により、やむを得ず競技をリタイヤした場合は、直ちに最寄りのオフィシャルにリタイヤ届を提出すること。(第39条に同じ)

25-7 スペシャルステージ(以下、SS)区間や、オーガナイザーが指示した地点では必ずヘルメットおよびグローブ、安全ベルトを装着、サイドウインドウを必ず閉めて走行すること。

25-8 SNSへの投稿や書き込み、動画撮影などモラルやマナーを守った範囲で行うこと。

第26条 SS内におけるクルーの安全

26-1 SS内で参加車両がやむを得ず停止した場合、クルーはその場所から少なくとも50m手前の目立つ場所に、非常用停止表示板(1枚)を配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。また停止した車両の真後ろにも、非常用停止表示板(1枚)を配置すること。なお、車両がコース上にない場合も、非常用停止表示板を配置しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。

26-2 救急医療措置が不要な場合、もしくは消火が必要でない場合も「OK」シートは当該ステージを走行する後続の全車両に対し明瞭提示すること。また、他に援助を行おうとしている物があれば、そちらに対しても同様に提示すること。停止車両がコース上の場合は、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車に対し合図し、当該区間最終車両が通過するまで続けること。その後、速やかに復帰が可能か否を判断すること。

26-3 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。特に後続車両が接近した場合は、作業を中断して安全な所へ退避すること。

26-4 復帰不可能と判断した場合、当該区間の最終車両が通過するまでコース外の安全な所に退避す

ること。

- 26-5 クルーが車両から離れる場合、後続車にはっきりと見える場所に「OK」シートを提示しておくこと。
(トラブル車両が安全な場所に停止している場合)
- 26-6 近接した地点に複数車両が停止した場合、それぞれ上記の26-1～5を実施すること。
- 26-7 **救急医療措置が必要な場合、もしくは消火が必要な場合は「SOS」シートを提示すること。**
これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。また「OK」「SOS」のどちらも提示が無く、車両がかなりのダメージを負っていて、クルーが車内にいると思われた場合も同様の手順に従うこと。

(1) 事故現場に最初に到着した車両

事故車両を救助するため直ちに停止し、状況を確認の上、事故のことを知らせるために次のラジオポイントまで行く。ラジオポイントを過ぎている場合は、フィニッシュ地点まで行き、オフィシャルに状況を報告する。

(2) それ以降の後続車

緊急車両が通過できるよう、コース内は車幅を空けて自車を停車させた上、救助を行う。クルーは、本規定の熟知および各大会の特別規則を遵守すること。

第27条 ドライバーズブリーフィング

27-1 ドライバーズブリーフィングはスタート会場にて行う。

27-2 すべての乗員及び競技参加者は必ずブリーフィングに出席し、署名を行うこと。

第28条 ゼッケン・ラリー競技会之証及びスポンサーマークの添付指定

ゼッケンは、ボンネット(1枚)と左右フロントドア(各1枚)に貼付、「ラリー競技会之証」は、左リアガラスに貼付すること。スポンサーステッカーがある場合は、別途指定する。これらのものは、大会開催日の参加受付時に直接配布し、公式車検において添付位置の確認を行う。

第29条 給油・燃料補給

なし。

第30条 サービスとサービスパーク

- 30-1 競技中はオーガナイザーが指定した場所(サービスパーク)以外で、整備作業を行うことは出来ない。
- 30-2 整備作業を行うことができる者は、当該車両のクルーおよびオーガナイザーにサービス登録済みの者とする。
- 30-3 オーガナイザーに登録済みの車両(サービスカー)以外は、サービスパークに進入することは出来ない。また、登録済みの車両(サービスカー)であっても、オーガナイザーは速やかな競技目的の為、入場を拒否する場合がある。
- 30-4 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
- 30-5 サービスパークでの車両整備範囲は下記のとおりとする。
- ・タイヤの交換
 - ・ランプ類のバルブ交換
 - ・点火プラグの交換
 - ・Vベルトの交換
 - ・各部点検増締め
 - ・上記以外に作業員の安全を十分確保することが条件で、競技会技術委員長が許可した項目
- 30-6 上記以外の整備作業を実施する際には必ずロードブック内にある、「車両整備申告書」に記載し競技会技術委員長に提出、確認を得ること。
- 30-7 車両整備実施後は、必ず競技会技術委員長の確認を得ること

第31条 スタート

- 31-1 当日、各クルーのスタート時刻が記載されたリストを公表する。特別規則書で特に言及されていない場合、スタートはゼッケン順となり、1分間隔でスタートする。
- 31-2 競技長は安全上の理由、および競技会審査委員会の助言により、クルーのスタート順もしくはスタート間隔の変更を行うことがある。
- 31-3 クルー側の原因により目標時刻までに、スタートまたは再スタート地点への到着が遅れた場合、その遅れが15分以内であれば、クルーは実際のスタート時刻の記入を受けてスタートすることが認められる。
- 31-4 セクションのスタートから15分以上遅れたクルーについては、そのセクションをスタートすることができない。

第32条 ルート及び指示事項

- 32-1 ルートはオーガナイザーによって定められ、ロードブックとして記載され、当日交付される。
- 32-2 オーガナイザーは競技会審査委員会の承認のもと、天候、道路状況、その他の事情により、予告なくルート及び指示事項を変更することがある。

第33条 タイムカードへの記入

- 33-1 ラリーのスタートにおいて、各ロードセクションで定められた目標所要時間が記入されたタイムカードをクルーに支給する。タイムカードの提出及び記入内容の確認は、各クルーの責任において行うこと。
- 33-2 タイムカードは常に提示できるようにしておき、コントロールではクルー自身が競技役員にカードを提出し、記入を受けること。
- 33-3 タイムカードに記入された時刻に対する抗議は、当競技役員に直ちに行うこと。またその判定と指示には従わなければならない。
- 33-4 オーガナイザーは競技会審査委員会の承認のもと、諸状況に応じてタイムカードへの記入を行わないことがある。その場合、クルーは主催者の指示に従い、示されたタイムを確認する義務を負うものとする。

第34条 コントロールの定義と標識

当競技会は、2023年ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定に準じ、すべてのコントロールと標識は以下の方法で示される。

コントロールとは、参加車両の通過また通過時刻の確認を行う地点であり、下記の種類がある。

- 35-1 **タイムコントロール(以下、TC)**：参加車両の到着時刻を記録する地点。
- (1) **スペシャルステージのスタートコントロール(以下、SSスタート)**：スペシャルステージのスタート時刻を記入する地点。
 - (2) **スペシャルステージのフィニッシュコントロール(以下、SSフィニッシュ)**：スペシャルステージのフィニッシュ時刻を記録する地点。ただし、タイムカードへの実際の記入は同じコントロールエリア内にある計時記録記入地点(ストップポイント)で行う。
 - (3) **パッセージコントロール**：参加車両の通過確認を行う地点。
- 34-2 すべてのコントロールは、最初の参加車両通過予定時刻30分前から開設し、最終参加車両の到着予定時刻に失格時刻を加えた15分後までに閉鎖される。
- 34-3 クルーはコントロール責任者の指示に従わなければならない。
- 34-4 **タイムコントロール(TC)の標識**

TCエリアの開始地点は、黄色地の予告標識によって示される。予告標識から約25m先に設置される実際のコントロール地点は、予告標識と同一図柄の赤色地によって示される。さらに約25m先に設置されるTCエリアの終了地点は黄色(ベージュ)地に黒の斜線が3本入った終了標識によつ

て示される。

34-5 スペシャルステージ(SS)スタートコントロールの標識

スタート地点は赤色の標識で示される。

34-6 スペシャルステージのフィニッシュコントロール(以下、SSフィニッシュ)の標識

- (1) フィニッシュ地点の予告は、黄色の標識で示される。
- (2) 計時の記録が行われる実際のフィニッシュ地点は赤色の標識で示される。
- (3) フィニッシュ地点から、100～300m先に設置された、計時記録記入地点(ストップポイント)は、赤色地に“STOP”と表示された停止標識である。さらにエリアの終了は黄色(ベージュ色)地の標識で示される。

第35条 コントロールにおけるチェックの手順と機能

35-1 タイムコントロール(TC)

- (1) タイムコントロールは、参加車両がコントロールエリアの開始を示す標識を通過した地点から始まる。通過判断は当該TCを担当する競技役員によるものとする。コントロールエリアの開始を示す標識から、終了を示す標識までの間は、いかなる理由でも停車したり、修理を行うことや援助を受けることはできない。
- (2) 参加車両は、タイムカードへの記入等に必要な時間を越えて、TCエリア内に留まってはならない。また、TCエリアへの進入は、クルーの責任で行わなければならない。
- (3) 実際の計時とタイムカードへの記入は、参加車両と2名のクルーが当該エリア内にあり、設置された記入場所に到着した時のみ行うことができる。
- (4) 何らかの原因によりコントロールエリアが参加車両で混雑し、目標到着時刻にエリアへ進入出来ない場合は、コ・ドライバーが車両を降りてタイムカードを提出することによって、当該参加車両がエリア内に進入したものとみなす。この場合、車両がエリア外にあってもパルクフェルメ規定が適用される。
- (5) コ・ドライバーは、徒歩で自車の目標到着時刻の1分前よりコントロールエリア内に進入してもよい。さらに、目標到着時刻通りに自車を進入させるため、ドライバーにエリアへの進入合図を送ってもよい。
- (6) タイムカードへの時刻記入は、クルーから提出を受けたTC担当競技役員によって行われる。その際に記入される時刻は、実際にクルーから競技役員にカードが手渡された瞬間の時刻とする。
- (7) 目標到着時刻とは、ロードセクションを走行するために、指定され所要時間と当該区間のスタート時刻を加えたもので、「分」単位まで表示される。
- (8) 参加車両が目標到着時刻と同じ「分」、またはその1分前にコントロールエリアに進入しても早着タイムペナルティは受けない。
- (9) 目標到着時刻が「10時00分」の場合、参加車両のコントロールエリア進入が「10時00分00秒」から「10時00分59秒」の間で、その間に競技役員にタイムカードの提出が行われれば目標時刻どおりに到着したものと見なされる。

35-2 TC のスタート時刻

- (1) 次のロードセクションがSSを伴わない場合、タイムカードに記入された実際の到達時刻はそのまま次のロードセクションのスタート時刻となる。次にSSのスタートが続く場合は、②以降の手順が適用される。
- (2) 当該TCにおいては、実際の到着時刻が記入され、続くSSスタート予定時刻も同時に記入される。このスタート時刻は、TC到着時刻の3分後とする。
- (3) その後、参加車両は速やかにSSスタートのコントロールエリアへ移動し、競技役員にタイムカードを提出、実際のスタート時刻の記入を受ける。
- (4) SSフィニッシュ後、競技車両はストップポイントにて、競技役員より通過時刻の記入を受ける。ロードセクションのスタート時刻は、SSスタート時刻とする。

35-3 リグループのコントロール

- (1) リグループエリアの設置目的は、遅着やリタイヤによって発生した参加車両間の時間間隔を詰めることである。そのため、停車しなければならない時間は競技車両ごとに異なることがある。
- (2) リグループのコントロールエリアに到着したら、クルーは他のTCと同様の手順で、担当競技役員へタイムカードを提出し、エリアからのスタート時刻について指示を受けること。
- (3) それから速やかに参加車両をパークフェルメ内に進入させ、指示した場所に車両を停車、エンジンを停止すること。クルーはパークフェルメのエリア外に出ること。リグループが15分を越えない場合、クルーは、エリア内に留まることができる。
- (4) リグループエリア内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後、当該参加車両にそのバッテリーを搭載してはならない。
- (5) リグループの入口または出口において、タイムカードの回収または新しいタイムカードの支給が行われる。

35-4 スペシャルステージ(SS)のスタートおよびフィニッシュのコントロール

- (1) SS区間の計時は、1/10秒まで計時し、成績に反映する。
- (2) クルーがSSを逆走することは禁止する。
- (3) SSのスタートはスタンディングスタートとする。
- (4) 参加車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止し、スタートの合図に従ってスタートすること。
- (5) スタート合図が出されてから20秒以内にスタートできない車両は失格とし、安全な場所へ速やか移動される。
- (6) スタート前には、「30秒前、15秒前、10、5、4、3、2、1」の順にカウントダウンが行われる。カウントダウンが終了した瞬間にスタートの合図が出される。これを電気式のカウントダウン表示装置（灯火信号付き）によって行う場合がある。また、この装置に連動して反則スタート（フライング検知装置）を使用する場合がある。
- (7) 反則スタートについてはタイムペナルティが課せられるが、複数回に渡ってその行為が繰り返された場合、審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。
- (8) 指定されたスタート時刻までに、クルーの準備が間に合わず、自己のスタートが遅れた場合はタイムペナルティが課されたうえで、担当競技役員によって新たなスタート時刻が与えられる。
- (9) SSのフィニッシュはフライングフィニッシュとする。フィニッシュの予告標識よりストップポイントの間は車両の停車を禁止する。停車した場合は罰則が適用される。
- (10) ストップポイントにて、タイムカードを提出し、フィニッシュライン通過時刻（時、分、秒が適用される場合は1/10秒）の記入を受けること。
- (11) SS内ではヘルメット及びグローブ、安全ベルトの装備が義務づけられるが、コントロールエリアを退出後、安全な場所でクルーの装備品を取外すこと。

第36条 競技結果

- 36-1 競技結果はSSで記録された所要時間と、ロードセクション、その他で課されたペナルティタイムを合計して決定される。
- 36-2 複数のクルーの最終成績が同じである場合は、最初のSSでより少ない所要時間を記録したクルーが上位となる。
- 36-3 これで順位が決定できない場合は、2番目以降のSSの結果を順次比較して決定する。
- 36-4 その他の減点項目を追加する。

第37条 罰則(ペナルティを含む)

ラリー競技開催規定別添5:スペシャルステージラリーに適用される罰則に則り、該当する事が競技長に

よって認められた場合は、競技会審査委員会の裁定により罰則が適用となる。なお競技中、失格と裁定された参加者は、それ以降の競技続行は出来ないものとする。また、成績発表後に於いても失格の適用を受ける事がある。

第38条 棄権

クルーが競技途中で棄権する場合は、最寄りの競技役員にリタイヤ届を持って申告しなければならない。提出が不可能な場合は、電話等その他の手段で競技役員又は大会事務局へ連絡すること。リタイヤ又は失格となった場合は、直ちにゼッケン、ラリー競技会之証及びその他の競技会関係貼付物を取り除くこと。

第39条 失格

クルーが以下の各項に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

- ・ 対人あるいは対物事故を起こしたとき。
- ・ 道路交通法に違反したとき。
- ・ リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
- ・ 走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき。
- ・ タイムカードを改ざんしたとき。
- ・ 車両規則違反が発見されたとき。
- ・ 競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。
- ・ クルーまたは関係者間で不正行為があったとき。
- ・ その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
- ・ 各諸規則および本規則ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

第40条 競技会の打ち切り・中断と成立

40-1 競技の進行が、全て参加車両に対し不可能または著しい障害になったとき、又は他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと、競技長の判断によって打ち切り及び特定区間の中断がなされる。その場合、コース上の競技役員によって指示、または対策を指示する。

40-2 競技が打ち切りになった場合の成績は、打ち切り時点におけるものとする。

第41条 競技会の中止、延期または短縮

保安上、または不可抗力による事情が生じた場合は、審査委員会の決定によって競技会の開催を中止、延期、又はコースの短縮を行うことがある。又、中止・再競技の場合の日時は公式通知をもって公表する。

第42条 抗議

42-1 参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。ただし、自身の参加拒否ならびに競技会審査委員会の判定に対する抗議はできない。

42-2 抗議はその理由を具体的に記述し、1件につき21,200円の抗議料を添え文書により競技長に提出するものとする。抗議料はその抗議が正当と裁定された場合のみ返還される。

42-3 競技会審査委員会の裁定は抗議者に宣告される。

42-4 タイムカードに関する異議申し立てはその場で直ちに行い、現場の責任者の判定を最終とし、これに対する抗議は受け付けない。

42-5 抗議が正当と裁定されなかった場合、必要経費は(作業料、運搬費用等)全てを抗議者が負担するものとする。

42-6 競技に関する抗議はフィニッシュ後30分以内、成績に対する抗議は暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。競技会技術委員長の決定に関する抗議は決定直後に提出しなければならない。

第43条 本統一規則の解釈

競技会中に、本規則及び競技に関する諸規則(公式通知)の解釈について、疑義が生じた場合は競技会審査委員会が決定する。

第44条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項

本規則書発行後、JAFにより決定された規定は、すべての本規則に優先する。その他の事項についてはJAF国内競技規則とその細則のとおりとする。

Kicking off Rally challenge in 沖縄 2023 大会組織委員会

細則 1 アイテナリー (チャレンジクラス・クローズドクラス)

	TC	SS	Location/場所	SS dist.	Liaison dist.	Total dist.	Target time	First car due
Section 1	TC0	Start	マルチフィールド沖縄					10:00
	TC1	Shimabukuro	島袋	-	10.44	10.44	0:45	10:45
	SS1	Kodomonon Kuni 1	こどもの国 1	0.51	-	-	-	10:48
	TC2	Kurashiki	倉敷	-	9.63	10.14	0:40	11:28
	SS2	Multi 1	マルチ 1	0.73	-	-	-	11:31
	TC3	Shimabukuro	島袋		10.62	11.35	0:45	12:16
	SS3	Kodomonon Kuni 2	こどもの国 2	0.51	-	-	-	12:19
	TC3A	Service In	マルチフィールド沖縄	-	9.59	10.10	0:40	12:59
	TC3B	Service Out / Regroup In	マルチフィールド沖縄	(1.75)	(40.28)	(42.03)	0:30	13:29
	TC3C	Regroup Out	マルチフィールド沖縄				0:05	13:34
Section 2	TC4	Kurashiki	倉敷	-	0.04	0.04	0:03	13:37
	SS4	Multi 2	マルチ 2	0.73	-	-	-	13:40
	TC5	Shimabukuro	島袋	-	10.62	11.35	0:45	14:25
	SS5	Kodomonon Kuni 3	こどもの国 3	0.51	-	-	-	14:28
	TC6A	Kurashiki	倉敷	-	9.63	10.14	0:40	15:08
	SS6	Multi 3	マルチ 3	0.73	-	-	-	15:11
	TC6A	Rally Finish/Parc Ferme In	マルチフィールド沖縄	-	0.23	0.96	0:05	15:16
	Parc Ferme	パルクフェルメ (マルチフィールド沖縄)	(1.97)	(20.52)	(22.49)			
Rally Total				3.72	60.80	64.52		

細則 2 サービスパーク及びHQレイアウト図 (モータースポーツマルチフィールド沖縄)



細則3 カウントダウンシステム(フライングチェック機能も含む)



細則4 指定ステッカーの添付場所

別途公式通知にて示す